

消防計画

(目 的)

第1条 この計画は、消防法第8条1項に基づき、_____における防火管理業務について必要な事項を定め、火災、震災その他の災害の予防及び人命の安全並びに災害の防止を図ることを目的とする。

(消防計画の適用範囲)

第2条 この計画は、_____に勤務し又は出入するすべての者に適用する。

(防火管理者の権限及び責務)

第3条 防火管理者は、この計画について一切の権原を有し、必要な対策を行う。

(消防用設備等の法定点検)

第4条 消防用設備等の機能を維持管理するために、消防法第17条の3の3に基づく法定点検を次により実施する。

消防用設備等	点検実施年月日			
	機器点検		総合点検	
消火器	月	日	月	日
屋内消火栓設備	月	日	月	日
自動火災報知設備	月	日	月	日
誘導灯	月	日	月	日
(非常)放送設備	月	日	月	日
避難器具	月	日	月	日

2 防火管理者は、消防用設備等の法定点検の結果を防火管理台帳に記録するとともに、不備、欠陥があるものについては、_____(管理権原者)____に報告し、改修を図らなければならない。

3 消防用設備等の法定点検の結果は、_____年に1回消防署長に報告しなければならない。

(従業員等の遵守事項)

第5条 従業員等は次の事項を遵守する。

- (1) 建物の周囲や、死角となる廊下、階段室等に可燃物を置かない。
- (2) 廊下、階段、通路及び出入口には避難の支障となる設備を設けたり、物品を置かない。
- (3) 火気使用設備・器具は、使用前後に点検すること。

(建物等の自主検査)

第6条 防火管理者は、自主検査票に基づき次の区分により自主検査を実施するものとする。

検 査 対 象	検 査 実 施
階段・通路・防火戸等	() 毎に1回
火気使用設備・器具	() 毎に1回
電気・機械設備・器具	() 毎に1回

2 自主検査の実施結果を防火管理台帳に記録するとともに、不備事項は早急に改善するように努める。

(自衛消防活動)

第7条 火災、震災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を置く。防火管理者を自衛消防隊長とする。

2 自衛消防隊は下記の表のとおりとする。

3 火災等の災害を覚知した者は、直ちに自衛消防隊長に報告するとともに初期消火を実施する。

4 自衛消防隊長は各班員（各従業員）に必要な指示を行うものとする。

5 自衛消防隊の各班長は、自衛消防隊長を補佐し、隊長に事故のあるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

自衛消防隊組織		
自衛消防隊長（ ）	初期消火班（ ）	
	避難誘導班（ ）	
	通報連絡班（ ）	

(震災対策)

第8条 日常において、地震による転倒、落下防止や火気使用器具の出火防止に努めるとともに、震災用の備蓄品を確保しておくこと。

(東海地震注意情報発表時の措置)

第9条 東海地震注意情報の発表を知った者は、直ちに防火管理者に報告する。

2 報告を受けた防火管理者は、テレビ、ラジオ等を通じて情報を収集し、本計画に基づく次のような必要な措置をとるものとする。

(1) 東海地震注意情報の発表を従業員に伝え、来店者に帰宅を促す。

(2) 自衛消防隊の任務を確認するとともに、被害軽減のための応急措置及び設備の点検を行う。

(警戒宣言発令時の対応策)

第10条 大規模地震対策特別措置法に基づく東海地震に関する警戒宣言が発令された場合、原則として営業を中止し、来店者等に情報を提供し帰宅を促す。

- 2 火気使用設備・器具の使用は禁止し、やむを得ず使用する場合は、最小限にとどめ、直ちに使用を中止できるよう措置を講じて使用すること。
- 3 防火管理者は建物の各構成員との連絡を密にし、発災時の初期消火、避難者の管理、情報収集等相互協力して行うものとする。
- 4 従業員等が休業日、休暇、退社後に警戒宣言の発令を知ったときは、原則として自宅待機とする。

(南海トラフ地震対策)

第11条 防火管理者は、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等、南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合、及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)が発表された場合(以下、「南海トラフ地震に係る情報を覚知した場合」という。)は、自衛消防隊長として次の措置を講ずるものとする。

- (1) 通報連絡班に地震、津波及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)に関する情報の収集にあたらせること。
 - (2) 南海トラフ地震が発生したこと及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)が発表されたことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
 - (3) 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
 - (4) 従業員を_____に集合させ、_____(避難場所)_____に避難させること。
 - (5) 前各号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- 2 従業員は南海トラフ地震に係る情報を覚知した場合、直ちに自衛消防隊長及び通報連絡班長にその旨を報告するものとする。

(自衛消防隊の活動)

第12条 自衛消防隊の各班は、南海トラフ地震に係る情報を覚知した場合、第9条(震災対策)に定める任務のほか、次の活動を行うものとする。

(1) 通報連絡班

ア 自衛消防隊長の指示に基づき、ただちに地震、津波及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。

イ 自衛消防隊長の指示に基づき、地震、津波、南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)に関する情報及び自衛消防隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。

ウ あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

(2) 避難誘導班

ア 地震の発生及び南海トラフ地震臨時情報(調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意)発表又は自衛消防隊長の指示に基づき、建物内の避難路の確保及び安全の確

認、当該地域の避難場所までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに自衛消防隊長へ報告すること。

イ 自衛消防隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。

ウ 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。

エ 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに自衛消防隊長に報告すること。

(南海トラフ地震臨時情報(調査中)発表時の体制)

第13条 防火管理者は、南海トラフ地震臨時情報(調査中)が発表された場合は以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 必要に応じて自衛消防隊を参集し、通報連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
- (2) 異常な現象が観測されたことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。

(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の体制)

第14条 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合は以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 防火管理者は、災害応急対策に係る措置として、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (2) 避難誘導班は、設備の点検・巡視・転倒・落下防止措置等必要な安全措置を講じた上で、顧客や従業員等の保護を行う。避難する際の避難経路、避難誘導方法、避難実施責任者等は第5(2)に準ずる。

(南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)発表時の体制)

第15条 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合は以下の措置を講ずるものとする。

- (1) 防火管理は、災害応急対策に係る措置として、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。
- (2) 自衛消防隊の各班は、施設・設備の点検等日頃からの地震への備えの再確認を行うこと。

(南海トラフ地震に関するその他不測の事態)

第16条 防火管理者は、南海トラフ地震が発生した後の状況等から、この消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、自衛消防隊長として直ちに自衛消防隊の各班に必要な指示を与えるものとする。

2 自衛消防隊各班の班長は、この消防計画どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、直ちに自衛消防隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

（南海トラフ地震に関する広報）

第17条 防火管理者が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- (2) 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が出された場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動・避難行動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- (3) 正確な情報入手の方法
- (4) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (5) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (6) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

（教育訓練）

第18条 防火管理者は、防火・防災知識の向上と消防技術の向上をはかるため、年に2回以上教育訓練を実施する。

2 防火管理者は、従業員等に対し南海トラフ地震に関する次の教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）の内容及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (3) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (4) 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が出された場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 地震が発生した場合並びに南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が出された場合に従業員等が果たすべき役割
- (6) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (7) 地震対策として今後取り組む必要のある課題

3 防火管理者は、南海トラフ地震に係る情報収集・伝達及び津波避難に係る防災訓練を年1回以上行うとともに、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加すること。

- (1) 情報収集・伝達に関する訓練
- (2) 津波からの避難に関する訓練
- (3) その他前各号を統合した総合防災訓練

（消防機関への報告、連絡）

第19条 防火管理者は、防火管理の適正を図るため、常に消防機関との連絡を密にし、次の業務を行う。

- (1) 消防計画の作成（変更）の届出
- (2) 防火防災指導の要請
- (3) 消防訓練実施の連絡
- (4) 消防用設備等の法定点検結果の報告
- (5) その他防火管理上必要な事項

(防火管理業務の一部委託)

第20条 _____の防火管理業務の一部は、_____ビル管理会社に別表のと
おり委託するものとする。

附 則

この消防計画は令和 年 月 日から施行する。